

改 正 後	改 正 前									
(削除)	(裏) 記 載 方 法 等 1 この付表は、特定転用の継続届出書と一緒に提出してください。 2 (1)～(3)の各欄については、承認を受けた特定転用の区分に応じ、関係する欄のみ記載してください。 (注) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項が平成9年、平成13年及び平成16年に改正されたことにより、特定転用の区分は、相続開始の年分により、次のとおりとなっています。 <table><tr><td>相続開始の年分</td><td>新旧の区分</td><td>特定転用の区分</td></tr><tr><td>昭和50～59年分</td><td>旧</td><td>1号転用、2号転用、3号転用、4号転用</td></tr><tr><td>昭和60～平成3年分</td><td>新</td><td>1号転用、2号転用</td></tr></table> 3 「(1) 承認を受けて転用した特定市街化区域農地等に関する事項（旧1号、旧4号転用の場合）」欄については、貸付けに係る賃貸借契約書に従い、次により記載してください。 (1) 「貸付け条件」欄の「この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容」は、次の場合にその変更状況を記載します。 イ 特定市街化区域農地等の貸付けに関する届出書の提出後契約の条件に変更があった場合 ロ 2回目以降のこの届出書を提出する場合において前回の届出書の提出後契約の条件に変更があった場合 (2) 「貸付け土地等の用途」欄は、承認を受けた転用の区分以外の文字を、横線で抹消してください。 4 「(2) 共同住宅の貸付けに関する事項（新1号、旧2号転用の場合）」欄については、貸付けに係る賃貸借契約書に従い、記載してください。なお、「この届出書の提出時までに条件の変更があった場合の変更内容」欄は、上記3の(1)に準じて記載してください。 5 「(3) 新築又は取得した共同住宅等に関する事項（新1号、新2号、旧2号、旧3号転用の場合）」の各欄については、この届出書を提出する時における共同住宅の構造等に基づき、次により記載して下さい。 (1) 「棟別」欄には、共同住宅の棟別の名称を記載してください（名称が定まっていない場合には、仮称を記載してください。）。 (2) 「独立部分の数」及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は床面積を記載します。 (3) 「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。 (4) 「独立部分3. 3㎡当たりの取得価額（増改築等を行った場合）」欄は、前回のこの届出書の提出の時から今回のこの届出書の提出時までに、共同住宅について、例えば増改築等を行った場合に、その増改築等の内容とこれに要した費用の明細を記載してください。 (5) 「各棟ごとの敷地の明細」欄及び「各棟の敷地面積」欄については、1棟ごとの共同住宅の敷地となっている主たる土地の所在地及びその敷地面積を記載します。 また、図面等により具体的に各棟と敷地との位置関係を線引き等により表示したものを添付してください。 6 「(4) 承認を受けて転用した特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細」欄は、特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合に、その明細を届出書（本表）の「2」欄に準じて記載してください。	相続開始の年分	新旧の区分	特定転用の区分	昭和50～59年分	旧	1号転用、2号転用、3号転用、4号転用	昭和60～平成3年分	新	1号転用、2号転用
相続開始の年分	新旧の区分	特定転用の区分								
昭和50～59年分	旧	1号転用、2号転用、3号転用、4号転用								
昭和60～平成3年分	新	1号転用、2号転用								

改正後	改正前
-----	-----

(削除)

特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書

(平成3年分：1号該当分)

税務署
受付印

〒
住 所
税務署長殿
申請者
年 月 日提出
氏 名
☎ 電話

相続税の納税猶予の適用を受けている特定市街化区域農地等について、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項第1号に掲げる要件に該当する転用に関し同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第88号）附則第10条第4項の規定により承認申請します。

1 承認を受けようとする特定市街化区域農地等に関する事項

相続又は遺贈により取得した特例農地等及びこのうち承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等の相続又は遺贈による取得年月日、所在場所、地目、面積その他の明細は、付表のとおりです。
なお、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等の面積は、合計㎡です。

2 新築又は取得する共同住宅及びその貸付け等に関する事項

(1) 共同住宅に関する事項	区分	棟別	I.	II.			
	新築又は取得の別		新 築 ・ 取 得	新 築 ・ 取 得			
	構 造		造り	造り			
	地 上 階 数		階	階			
	独 立 部 分 の 数		戸	戸			
	共 同 住 宅 の 床 面 積		㎡	㎡			
	独 立 部 分 の 床 面 積	最高	㎡・最低	㎡	最高	㎡・最低	㎡
	台 所、浴 室、便 所、洗 面 設 備 の 有 無		有 ・ 無		有 ・ 無		
	独立部分 3.3 ㎡当たりの取得価額		円		円		
	建設工事の着手予定日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		
	建設工事の完成予定日		平成 年 月 日		平成 年 月 日		
	各棟ごとの敷地の明細						
	各 棟 の 敷 地 面 積		㎡		㎡		

(2)関 貸す 付け事 に項	貸 付 先 特 定 法 人	所在地		名称	
	貸 付 け 期 間				
	権利設定の対価の取得	有 ・ 無			

3 納税猶予分の相続税額等に関する事項

納税猶予分の相続税額等に関する事項については、付表のとおりです。

関与税理士

印

電話番号

(資 12-44-1-A 4 統一)

第 8 納税猶予関係

- 11 -

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u>	(裏) 記載方法等(1号承認申請書) 1 この申請書は、平成3年1月1日から同年12月31日までの間に開始した相続（遺贈）に係る相続税について相続税の納税猶予の適用を受けている人が、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当する農地又は採草放牧地の上に共同住宅を新築又は取得し、かつ、当該共同住宅を特定法人（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社のことをいいます。）に貸し付ける場合の転用をする見込みにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 2 この申請書の「2」欄は、原則として特定法人等から受領した「共同住宅の借受け等に関する確約書」及び「新築又は取得に係る共同住宅に関する証明書」に従って記載してください。 なお、次の点に注意してください。 (1) 「棟別」欄には、共同住宅の棟別の名称を記載してください（名称が定まっていない場合には、仮称を記載してください。）。 (2) 「独立部分の数」欄及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は床面積を記載します。 (3) 「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。 (4) 「独立部分3.3㎡当たりの取得価額」欄は、取得予定価額の記載となります。 (5) 「各棟ごとの敷地の明細」欄及び「各棟の敷地面積」欄については、1棟ごとの共同住宅の敷地となっている土地の所在地及びその敷地面積を記載します。また、図面など具体的に各棟と敷地との位置関係を表示したものを添付してください。 (6) 「貸付け期間」欄は、例えば、建設工事の完成後○年間、平成○年○月○日から平成○年○月○日までと、具体的に記載してください。 3 この申請書を提出する前に、市又は区において、承認を受けて転用しようとする特例農地等が平成9年4月1日において特定市街化区域農地等に該当する旨の証明書の交付を受け、この申請書に添付してください。 4 この承認申請書には、付表もありますのでご注意ください。

改 正 後

(削除)

改 正 前

特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書 付表

(平成3年分：1号該当分)

申請者氏名

1 相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日等

取得した年月日

平成 年 月 日

被相続人の住所・氏名

住所

氏名

2 特例農地等及び承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等の明細

(1) 相続又は遺贈により取得した特例農地等

(2) (1)のうち承認申請分

番号	所在場所	地目	面積	相続(遺贈)時の総増税評価額	農業投資価格	農業投資価格超過額	承認を受けようとする特定市街化区域農地等	申請分の実測面積
1			m	円	円	円	該当・非該当	m
2							該当・非該当	
3							該当・非該当	
4							該当・非該当	
5							該当・非該当	
6							該当・非該当	
7							該当・非該当	
8							該当・非該当	
9							該当・非該当	
10							該当・非該当	
11							該当・非該当	
12							該当・非該当	
		①	m	② 円	③ 円	④ (②－③) 円		
		合計		④のうち、承認申請分の価額		⑤ 円		

(3) 承認を受けて転用しようとする特例農地等が、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当するものであることを証する書面 ----- (別添、証明書のとおり。)

3 納税猶予分の相続税額等に関する事項

(1) 農業投資価格超過額
イ 相続又は遺贈により取得した特例農地等の農業投資価格超過額 (上記の④) ----- 円
ロ イのうち、承認を受けようとする特定市街化区域農地等の農業投資価格超過額 (上記の⑤) ----- 円
(2) 納税猶予分の相続税額
イ 納税猶予の適用を受けた相続税額 ----- 円
ロ イのうち、この承認申請書の提出時までに特例農地等を譲渡等したため、すでに猶予期限が確定した相続税額 ----- 円
ハ イのうち、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等に係る相続税額
〔 イ × $\frac{(1)のロ}{(1)のイ}$ 〕 ----- 円

4 承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細

所在場所	地目	面積	所在場所	地目	面積
		m			m

(資12-44-2-A4統一)

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u>	(裏) 記 載 方 法 等 (1 号承認申請書 付表) 1 この付表は、特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「2」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた農地又は採草放牧地について、1筆ごとに、次によって記載します。 イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。 ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載します。 ハ 「面積」欄は、相続税の申告書上の面積を記載します。 ニ 「承認を受けようとする特定市街化区域農地等」欄は、承認申請をしようとする農地等については「該当」を、それ以外の農地等については「非該当」を○で囲んでください。 ホ 「申請分の実測面積」欄は、承認を受けようとする特定市街化区域農地等」欄の「該当」を○で囲んだものについて実測がなされている場合にその面積を記載します。 (2) 「4」欄は、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等とともに一用途に供する土地等がある場合に、その明細を(1)に準じて記載してください。

改正後	改正前
(削除)	第 号 住所又は 所在地（納税地） 氏名又は 名称 殿 平成 年 月 日 税務署長 印 特定市街化区域農地等の特定転用に 関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 平成 年 月 日付で申請のありました、租税特別措置法の一部を改正する法 律（平成 3 年法律第 16 号）附則第 19 条第 6 項第 1 号の承認申請を承認 却下いたします。 この通知に係る処分の理由 （注）平成 19 年 3 月 31 日までに新築又は取得する共同住宅の建設の工事に着手していない場合には、 平成 19 年 4 月 1 日から 2 か月を経過する日に、その特定市街化区域農地等に対応する相続税額の 猶予期限が確定します。 （ ）枚のうち（ ）枚目 （資 12－44・45－4－A 4 統一）

改正後	改正前
(削除)	特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改正後	改正前																																																																																			
(削除)	（平成3年分：2号該当分） 特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書 税務署 受付印 〒 住所 税務署長殿 申請者 年 月 日提出 氏 名 ☎ 電話 相続税の納税猶予の適用を受けている特定市街化区域農地等について、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項第2号に掲げる要件に該当する転用に関し同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第88号）附則第10条第4項の規定により承認申請します。 なお、私が賃貸する予定の共同住宅に係る家賃の証明書の写しについては、各年12月31日までに提出します。 1 承認を受けようとする特定市街化区域農地等に関する事項 相続又は遺贈により取得した特例農地等及びこのうち承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等の相続又は遺贈による取得年月日、所在場所、地目、面積その他の明細は、付表のとおりです。 なお、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等の面積は、合計㎡です。 2 新築又は取得する共同住宅及びその貸付け等に関する事項（貸付けに関する事項は、付表のとおりです。） <table><tr><td rowspan="14">(1) 共同住宅に関する事項</td><td>区分</td><td>棟別</td><td>I.</td><td>II.</td></tr><tr><td>新築又は取得の別</td><td></td><td>新築・取得</td><td>新築・取得</td></tr><tr><td>構造</td><td></td><td>造り</td><td>造り</td></tr><tr><td>地上階数</td><td></td><td>階</td><td>階</td></tr><tr><td>独立部分の数</td><td></td><td>戸</td><td>戸</td></tr><tr><td>共同住宅の床面積</td><td></td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr><tr><td>独立部分の床面積</td><td>最高</td><td>㎡・最低</td><td>㎡</td><td>最高</td><td>㎡・最低</td><td>㎡</td></tr><tr><td>台所、浴室、便所、洗面設備の有無</td><td></td><td>有・無</td><td></td><td>有・無</td></tr><tr><td>独立部分3.3㎡当たりの取得価額</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr><tr><td>建設工事の着手予定日</td><td>平成</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>平成</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>建設工事の完成予定日</td><td>平成</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>平成</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>各棟ごとの敷地の明細</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>各棟の敷地面積</td><td></td><td>㎡</td><td></td><td>㎡</td></tr></table><table><tr><td rowspan="3">(2) 新築又は取得に関する事項</td><td>取得の場合</td><td colspan="3">独立行政法人都市再生機構からの取得予定年月日 平成 年 月 日</td></tr><tr><td rowspan="2">新築の場合</td><td>融資を行う者</td><td>所在地</td><td>名称</td></tr><tr><td>融資を受ける金額及び融資条件の明細</td><td colspan="3">融資金額 円 融資条件の明細</td></tr></table> 3 納税猶予分の相続税額等に関する事項 納税猶予分の相続税額等に関する事項については、付表のとおりです。 関与税理士 印 電話番号 （資 12－45－1－A 4 統一）	(1) 共同住宅に関する事項	区分	棟別	I.	II.	新築又は取得の別		新築・取得	新築・取得	構造		造り	造り	地上階数		階	階	独立部分の数		戸	戸	共同住宅の床面積		㎡	㎡	独立部分の床面積	最高	㎡・最低	㎡	最高	㎡・最低	㎡	台所、浴室、便所、洗面設備の有無		有・無		有・無	独立部分3.3㎡当たりの取得価額		円		円	建設工事の着手予定日	平成	年	月	日	平成	年	月	日	建設工事の完成予定日	平成	年	月	日	平成	年	月	日	各棟ごとの敷地の明細					各棟の敷地面積		㎡		㎡	(2) 新築又は取得に関する事項	取得の場合	独立行政法人都市再生機構からの取得予定年月日 平成 年 月 日			新築の場合	融資を行う者	所在地	名称	融資を受ける金額及び融資条件の明細	融資金額 円 融資条件の明細		
(1) 共同住宅に関する事項	区分		棟別	I.	II.																																																																															
	新築又は取得の別			新築・取得	新築・取得																																																																															
	構造			造り	造り																																																																															
	地上階数			階	階																																																																															
	独立部分の数			戸	戸																																																																															
	共同住宅の床面積			㎡	㎡																																																																															
	独立部分の床面積		最高	㎡・最低	㎡	最高	㎡・最低	㎡																																																																												
	台所、浴室、便所、洗面設備の有無			有・無		有・無																																																																														
	独立部分3.3㎡当たりの取得価額			円		円																																																																														
	建設工事の着手予定日		平成	年	月	日	平成	年	月	日																																																																										
	建設工事の完成予定日		平成	年	月	日	平成	年	月	日																																																																										
	各棟ごとの敷地の明細																																																																																			
	各棟の敷地面積			㎡		㎡																																																																														
	(2) 新築又は取得に関する事項	取得の場合	独立行政法人都市再生機構からの取得予定年月日 平成 年 月 日																																																																																	
新築の場合		融資を行う者	所在地	名称																																																																																
		融資を受ける金額及び融資条件の明細	融資金額 円 融資条件の明細																																																																																	

改 正 後	改 正 前
(削除)	(裏) 記載方法等 (2 号承認申請書) 1 この申請書は、平成3年1月1日から同年12月31日までの間に開始した相続（遺贈）に係る相続税について相続税の納税猶予の適用を受けている人が、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当する農地又は採草放牧地の上に、住宅金融公庫又は農業協同組合等から融資を受けて共同住宅を新築し又は独立行政法人都市再生機構から共同住宅を取得し、かつ、当該共同住宅を自ら賃貸する場合の転用をする見込みにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。 2 この申請書の「2」欄の「(1) 共同住宅に関する事項」欄は、原則として独立行政法人都市再生機構等から受領した「新築又は取得に係る共同住宅に関する証明書」に従って記載してください。 なお、次の点に注意してください。 (1) 「棟別」欄には、共同住宅の棟別の名称を記載してください（名称が定まっていない場合には、仮称を記載してください。）。 (2) 「独立部分の数」欄及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は床面積を記載します。 (3) 「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。 (4) 「独立部分3.3㎡当たりの取得価額」欄は、取得予定価額の記載となります。 (5) 「各棟ごとの敷地の明細」欄及び「各棟の敷地面積」欄については、1棟ごとの共同住宅の敷地となっている土地の所在地及びその敷地面積を記載します。また、図面など具体的に各棟と敷地との位置関係を表示したものを添付してください。 3 この申請書の「2」欄の「(2) 新築又は取得に関する事項」欄は、原則として住宅金融公庫から受領した「共同住宅の新築資金の融資確約書」・「適正家賃に係る証明書の発行同意書」又は農業共同組合等から受領した「共同住宅の新築資金の融資確約書」に従って記載してください。 なお、「融資条件の明細」欄には、当該融資に係る担保に関する予定を記載してください。 4 この申請書を提出する前に、市又は区において、承認を受けて転用しようとする特例農地等が平成9年4月1日において特定市街化区域農地等に該当する旨の証明書の交付を受け、この申請書に添付してください。 5 この承認申請書には、付表もありますのでご注意ください。

特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書 付表 (平成3年分:2号該当分)

特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書 付表									
申請者氏名									
1 相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日等									
取得した年月日		平成 年 月 日							
被相続人の住所・氏名		住所				氏名			
2 特例農地等及び承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等の明細									
(1) 相続又は遺贈により取得した特例農地等							(2) (1)のうち承認申請分		
番号	所在場所	地目	面積	相続(遺贈)時の相続税評価額	農業投資価格	農業投資価格超過額	承認を受けようとする特定市街化区域農地等	申請分の実測面積	
1			m	円	円	円	該当・非該当	m	
2							該当・非該当		
3							該当・非該当		
4							該当・非該当		
5							該当・非該当		
6							該当・非該当		
7							該当・非該当		
8							該当・非該当		
9							該当・非該当		
10							該当・非該当		
11							該当・非該当		
12							該当・非該当		
		①	m	②	円	③	円	④(②-③)	円
		合計 ④のうち、承認申請分の価額					⑤	円	
(3) 承認を受けて転用しようとする特例農地等が、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当するものであることを証する書面 (別添、証明書のとおり。)									
3 共同住宅の貸付けに関する事項									
共同住宅の家賃の予定額					円				
入居者の公募方法の明細					「共同住宅の家賃を公募に行う旨の届出書」のとおり。				
4 納税猶予分の相続税額等に関する事項									
(1) 農業投資価格超過額									
イ 相続又は遺贈により取得した特例農地等の農業投資価格超過額(上記の④) ----- 円									
ロ イのうち、承認を受けようとする特定市街化区域農地等の農業投資価格超過額(上記の⑤) ----- 円									
(2) 納税猶予分の相続税額									
イ 納税猶予の適用を受けた相続税額 ----- 円									
ロ イのうち、この承認申請書の提出時までに特例農地等を譲渡等したため、すでに猶予期限が確定した相続税額 ----- 円									
ハ イのうち、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等に係る相続税額									
$\left[\text{イ} \times \frac{(1) \text{の ロ}}{(1) \text{の イ}} \right] \text{ ----- 円}$									
5 承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合のその明細									
所在場所		地目		面積		所在場所		地目	
				m				m	

(資 1 2 - 4 5 - 2 - A 4 統一)

改 正 後	改 正 前
<u>(削除)</u>	(裏) 記 載 方 法 等 (2 号承認申請書 付表) 1 この付表は、特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「2」欄は、納税猶予の特例の適用を受けた農地又は採草放牧地について、1筆ごとに、次によって記載します。 イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。 ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載します。 ハ 「面積」欄は、相続税の申告書上の面積を記載します。 ニ 「承認を受けようとする特定市街化区域農地等」欄は、承認申請をしようとする農地等については「該当」を、それ以外の農地等については「非該当」を○で囲んでください。 ホ 「申請分の実測面積」欄は、「承認を受けようとする特定市街化区域農地等」欄の「該当」を○で囲んだものについて実測がなされている場合にその面積を記載します。 (2) 「5」欄は、承認を受けて転用しようとする特定市街化区域農地等とともに同一用途に供する土地等がある場合に、その明細を(1)に準じて記載してください。

改正後	改正前																																																																																																																																			
(削除)	(平成3年分：1・2号共通) 共同住宅の建設工事の着手に関する届出書 税務署 受付印 平成__年__月__日 税務署長 殿 申請者 住 所 氏 名 (電話番号) 印 下記1の特定市街化区域農地等の共同住宅の敷地への転用に関し、下記2のとおり租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)附則第19条第6項第1号第2号の転用の要件に該当する共同住宅の建設工事に着手しとことを確認したので、その旨届出ます。 1 共同住宅の敷地として転用した特定市街化区域農地等の明細 <table><thead><tr><th>番号</th><th>所在場所</th><th>地目</th><th>面積</th><th>番号</th><th>所在場所</th><th>地目</th><th>面積</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td></td><td></td><td>m²</td><td>7</td><td></td><td></td><td>m²</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>8</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td>9</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td>10</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td>11</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td>12</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 2 新築又は取得する共同住宅に関する事項 添付書類 共同住宅に関する次のもの(貸付契約書・工事請負契約書又は売買契約書・共同住宅及び附属設備ごとの費用の明細の見積書・共同住宅の構造、床面積等の明細書) <table><thead><tr><th>区分</th><th>棟別</th><th>I.</th><th>II.</th></tr></thead><tbody><tr><td>新築又は取得の別</td><td></td><td>新 築 ・ 取 得</td><td>新 築 ・ 取 得</td></tr><tr><td>構 造</td><td></td><td>造り</td><td>造り</td></tr><tr><td>地 上 階 数</td><td></td><td>階</td><td>階</td></tr><tr><td>独 立 部 分 の 数</td><td></td><td>戸</td><td>戸</td></tr><tr><td>共同住宅の床面積</td><td></td><td>m²</td><td>m²</td></tr><tr><td>独立部分の床面積</td><td></td><td>最高 m²・最低 m²</td><td>最高 m²・最低 m²</td></tr><tr><td>台所、浴室、便所、洗面設備の有無</td><td></td><td>有 ・ 無</td><td>有 ・ 無</td></tr><tr><td>独立部分3.3m²当たりの取得予定価額</td><td></td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>建設工事の着手日</td><td></td><td>平成 年 月 日</td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td>建設工事の完成予定日</td><td></td><td>平成 年 月 日</td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td>各棟ごとの敷地の明細</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>転用に関する届出年月日</td><td></td><td>平成 年 月 日</td><td>平成 年 月 日</td></tr></tbody></table> 3 共同住宅を特定法人に貸し付ける場合の明細(1号該当分) <table><tbody><tr><td>貸付け先特定法人</td><td>所在地</td><td>名称</td></tr><tr><td>貸付けに係る契約締結日</td><td colspan="2">平成 年 月 日</td></tr><tr><td>貸 付 け 期 間</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>権利の設定の対価の取得</td><td colspan="2">有 ・ 無</td></tr><tr><td>貸付けの条件の明細</td><td colspan="2"></td></tr></tbody></table> 4 共同住宅を自ら賃貸する場合の明細(2号該当分) <table><tbody><tr><td>共同住宅の取得の場合</td><td>独立行政法人都市再生機構からの取得予定年月日</td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td rowspan="2">共同住宅の新築の場合</td><td>住宅金融公庫・農業協同組合等からの融資額</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="2">融資の条件</td></tr></tbody></table> 関与税理士 印 電 話 番 号 (資 1 2 - 4 7 - A 4 統 一)	番号	所在場所	地目	面積	番号	所在場所	地目	面積	1			m ²	7			m ²	2				8				3				9				4				10				5				11				6				12				区分	棟別	I.	II.	新築又は取得の別		新 築 ・ 取 得	新 築 ・ 取 得	構 造		造り	造り	地 上 階 数		階	階	独 立 部 分 の 数		戸	戸	共同住宅の床面積		m ²	m ²	独立部分の床面積		最高 m ² ・最低 m ²	最高 m ² ・最低 m ²	台所、浴室、便所、洗面設備の有無		有 ・ 無	有 ・ 無	独立部分3.3m ² 当たりの取得予定価額		円	円	建設工事の着手日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	建設工事の完成予定日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	各棟ごとの敷地の明細				転用に関する届出年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日	貸付け先特定法人	所在地	名称	貸付けに係る契約締結日	平成 年 月 日		貸 付 け 期 間			権利の設定の対価の取得	有 ・ 無		貸付けの条件の明細			共同住宅の取得の場合	独立行政法人都市再生機構からの取得予定年月日	平成 年 月 日	共同住宅の新築の場合	住宅金融公庫・農業協同組合等からの融資額	円	融資の条件	
番号	所在場所	地目	面積	番号	所在場所	地目	面積																																																																																																																													
1			m ²	7			m ²																																																																																																																													
2				8																																																																																																																																
3				9																																																																																																																																
4				10																																																																																																																																
5				11																																																																																																																																
6				12																																																																																																																																
区分	棟別	I.	II.																																																																																																																																	
新築又は取得の別		新 築 ・ 取 得	新 築 ・ 取 得																																																																																																																																	
構 造		造り	造り																																																																																																																																	
地 上 階 数		階	階																																																																																																																																	
独 立 部 分 の 数		戸	戸																																																																																																																																	
共同住宅の床面積		m ²	m ²																																																																																																																																	
独立部分の床面積		最高 m ² ・最低 m ²	最高 m ² ・最低 m ²																																																																																																																																	
台所、浴室、便所、洗面設備の有無		有 ・ 無	有 ・ 無																																																																																																																																	
独立部分3.3m ² 当たりの取得予定価額		円	円																																																																																																																																	
建設工事の着手日		平成 年 月 日	平成 年 月 日																																																																																																																																	
建設工事の完成予定日		平成 年 月 日	平成 年 月 日																																																																																																																																	
各棟ごとの敷地の明細																																																																																																																																				
転用に関する届出年月日		平成 年 月 日	平成 年 月 日																																																																																																																																	
貸付け先特定法人	所在地	名称																																																																																																																																		
貸付けに係る契約締結日	平成 年 月 日																																																																																																																																			
貸 付 け 期 間																																																																																																																																				
権利の設定の対価の取得	有 ・ 無																																																																																																																																			
貸付けの条件の明細																																																																																																																																				
共同住宅の取得の場合	独立行政法人都市再生機構からの取得予定年月日	平成 年 月 日																																																																																																																																		
共同住宅の新築の場合	住宅金融公庫・農業協同組合等からの融資額	円																																																																																																																																		
	融資の条件																																																																																																																																			

改正後	改正前
(削除)	(裏) 記載方法等 この届出書は、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当する農地又は採草農牧地について租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項第1号又は第2号に掲げる要件に該当する転用をする見込みにつき税務署長の承認を受けた農業相続人が、その要件に該当する共同住宅の建設の工事に着手したことを確認した場合の届出書として使用してください。 なお、この届出書は、共同住宅の建設の工事に着手したことを確認した後遅滞なく税務署長に提出してください 1 この届出書の「1」欄は、転用した農地又は採草放牧地の1筆ごとに、次により記載してください。 (1)「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。 (2)「地目」欄は、貸付け前の登記簿上の地目を記載します。 (3)「面積」は、貸付けに係る農地又は採草放牧地の相続税の申告面積により記載します。 2 この届出書の「2」欄は、原則として承認申請書に添付した「新築又は取得に係る共同住宅に関する証明書」の記載に従って記載します。なお、承認申請の時からこの届出書を提出する時までに、設計変更等があった場合には、それに従って記載します。 なお・次の点に注意して記載してください。 (1)「棟別」欄には、共同住宅の棟別の名称を記載してください（名称が定まっていない場合には、仮称を記載してください。）。 (2)「独立部分の数」欄及び「共同住宅の床面積」欄は、その共同住宅全体の独立部分の数又は総床面積を記載します。 (3)「独立部分の床面積」欄には、共同住宅内の各独立部分の面積のうち最も広い独立部分の面積と最も狭い独立部分の面積の双方を記載してください。 (4)「独立部分3.3㎡当たりの取得予定価額」欄は、特定転用の承認申請書の提出の時からこの届出書の提出時までに、取得予定価額に変更があった場合には、変更後の取得予定価額を記載してください。 (5)「各棟ごとの敷地の明細」欄については、1棟ごとの共同住宅の敷地 となっている土地の所在地を記載します。 3 「3」欄又は「4」欄は、承認を受けた各号ごとに記載するものとし、「1号該当分」については「3」欄に記載した上「4」欄に斜線を引き、「2号該当分」については「4」欄に記載した上「3」に斜線を引いてください。

改正後	改正前				
(削除)	(平成3年分：1・2号共通) 建築確認通知書の写し等の提出確約書 平成____年____月____日 ____税務署長 殿 〒 提出者 住 所_____ 氏 名_____印 (電話番号 _____) 新築 共同住宅を _____ した場合には、遅滞なく、共同住宅等についての建築確認通知書の 取得 写し（検査済証の写しを含む。）又は登記事項証明書を提出いたします。 <table><tr><td>関与税理士</td><td>印</td><td>電話番号</td><td></td></tr></table> (資12-48-A4統一)	関与税理士	印	電話番号	
関与税理士	印	電話番号			

改正後	改正前
(削除)	(裏) 使用目的 この確約書は、特定市街化区域農地等の特定転用の場合の納税猶予継続制度（平3改正法附則第19条第6項第1号又は第2号該当）を受けることにつき、税務署長の承認を受けた農業相続人が当該共同住宅の建設工事の着手に関する届出をする場合の添付書類として作成するものである。

改正後	改正前																																																																						
(削除)	(平成3年分：2号該当分) 共同住宅の賃貸を公募により行う旨の届出書 平成__年__月__日 _____ 税務署長 殿 〒 申請者住所 _____ 氏名 _____ 印 (電話番号 _____) 私が新築取得する予定の共同住宅に係る賃貸については、次のとおりすべて公募の方法により行う予定です。 <table><tr><td>公募の対象となる戸数</td><td>共同住宅の全戸数</td><td>戸</td><td>うち公募の対象としている戸数（公募の方法によらない管理人の入居部分を除く。）</td><td>戸</td></tr><tr><td>公募の方法</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>公募開始予定年月日</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>公募予定期間</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>公募を実施する予定地域</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>賃借人の資格</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>家賃その他の賃貸条件</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>賃借人の選定方法</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>参考事項</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="5">管理人を選任し、共同住宅内にその居室を設ける場合には、次の欄にその条件等を具体的に記載してください。</td></tr><tr><td>公募の方法及び選定方法</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>家賃その他の賃貸条件</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>参考事項</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>関与税理士</td><td></td><td>印</td><td>電話番号</td><td></td></tr></table> (資12-49-A4統一)	公募の対象となる戸数	共同住宅の全戸数	戸	うち公募の対象としている戸数（公募の方法によらない管理人の入居部分を除く。）	戸	公募の方法					公募開始予定年月日					公募予定期間					公募を実施する予定地域					賃借人の資格					家賃その他の賃貸条件					賃借人の選定方法					参考事項					管理人を選任し、共同住宅内にその居室を設ける場合には、次の欄にその条件等を具体的に記載してください。					公募の方法及び選定方法					家賃その他の賃貸条件					参考事項					関与税理士		印	電話番号	
公募の対象となる戸数	共同住宅の全戸数	戸	うち公募の対象としている戸数（公募の方法によらない管理人の入居部分を除く。）	戸																																																																			
公募の方法																																																																							
公募開始予定年月日																																																																							
公募予定期間																																																																							
公募を実施する予定地域																																																																							
賃借人の資格																																																																							
家賃その他の賃貸条件																																																																							
賃借人の選定方法																																																																							
参考事項																																																																							
管理人を選任し、共同住宅内にその居室を設ける場合には、次の欄にその条件等を具体的に記載してください。																																																																							
公募の方法及び選定方法																																																																							
家賃その他の賃貸条件																																																																							
参考事項																																																																							
関与税理士		印	電話番号																																																																				

改 正 後	改 正 前
(削除)	(裏) 記 載 方 法 等 この届出書は、平成9年4月1日現在において特定市街化区域農地等に該当する農地又は採草農牧地を賃貸用共同住宅の敷地として使用し、新築又は取得した共同住宅を自ら貸し付ける場合の転用をする見込みにつき税務署長の承認を受けた農業相続人が、新築又は取得予定の共同住宅の貸付けを公募により行うことを税務署長に届け出る場合に使用してください。 なお、この届出書は、「特定転用承認申請書」に添付して提出してください。 1 「公募の方法」欄には、その共同住宅につき行うこととしている公募の方法を、例えば、「テレビ公告」、「ラジオ公告」、「新聞公告」、「雑誌公告」、「折込公告」などのように具体的に記載してください。 2 「公募開始予定年月日」及び「公募予定期間」欄には、その共同住宅につき行うこととしている公募の開始予定年月日及び公募の期間を記載します。 3 「公募を実施する予定地域」欄には、その共同住宅につき行うこととしている公募の対象地域を、例えば、「東京特別区域内」、「〇〇県内全域」などの用に具体的に記載します。 4 「賃借人の資格」欄には、応募者の範囲を制限する予定である場合に、その制限内容を記載するほか、その制限をする理由を記載します。なお、応募者の範囲を制限しない場合には、記載する必要はありません。 5 「家賃その他の賃貸条件」欄には、その共同住宅につき行うこととしている公募の際に示される住宅のタイプ別の家賃の予定額その他賃貸の条件について記載します。 6 「賃借人の選定方法」欄には、賃借の申込みを受理した戸数が賃貸する住宅の戸数を超える場合における賃借人の選定方法について、例えば「〇〇の立会いによる抽選」などのように具体的に記載します。なお、賃借の申込みの受理の状況が判明するよう、申込書、はがき等を保管してください。 7 「参考事項」欄には、1回の公募で賃借しようとする住宅の戸数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人が欠けた場合の賃借人の選定方法について記載してください。なお、この場合であっても、賃借人は、公募の方法により賃借人を選定しなければならないことに注意してください。

改正後

通債日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

営農困難時貸付けに関する届出書

整理簿番号

※

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿 〒

届出者 住 所

氏 名 ⑩ 電話

租税特別措置法 第70条の4 第21項 第70条の6 第27項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所		氏 名	
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続(遺贈) により取得した年月日			昭和 平成 年 月 日	

2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日	平成 年 月 日
----------------------------------	----------

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。

(2) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。

(3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。

(4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。

(5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害手帳に記載されました。（(4)に該当する場合を除きます。）

3 営農困難時貸付けに関する事項

借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日	
			至：平成 年 月 日	

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税猶予の適用を受けている人又は租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者で贈与税の納税猶予の適用を受けている人が(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。）

(1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士

印

電話番号

（資 12－110－1－A 4 統一）

※印は記入しないでください。

改正前

通債日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

営農困難時貸付けに関する届出書

整理簿番号

※

税務署受付印

平成 年 月 日

税務署長殿 〒

届出者 住 所

氏 名 ⑩ 電話

租税特別措置法 第70条の4 第21項 第70条の6 第27項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所		氏 名	
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続(遺贈) により取得した年月日			昭和 平成 年 月 日	

2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日	平成 年 月 日
----------------------------------	----------

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。

(2) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。

(3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。

(4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。

(5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害手帳に記載されました。（(4)に該当する場合を除きます。）

3 営農困難時貸付けに関する事項

借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地		氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日	
			至：平成 年 月 日	

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税猶予の適用を受けている人が(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。）

(1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士

印

電話番号

（資 12－110－1－A 4 統一）

※印は記入しないでください。

第 8 納税猶予関係

- 27 -

改 正 後	改 正 前												
(裏) 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から2月以内です。 1 この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6 第27項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4 第21項」の文字を二重線で抹消してください。 2 この届出書には付表もありますのでご注意ください。 3 相続税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。 4 この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。 5 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。 <table border="1"> <tr> <th>税 目</th><th>贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人</th></tr> <tr> <td>贈与税</td><td>平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）</td></tr> <tr> <td>相続税</td><td>平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）</td></tr> </table> 6 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署におたずねください。	税 目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人	贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）	相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）	(裏) 記 載 方 法 等 この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から2月以内です。 1 この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6 第27項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4 第21項」の文字を二重線で抹消してください。 2 この届出書には付表もありますのでご注意ください。 3 相続税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。 4 この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。 5 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。 <table border="1"> <tr> <th>税 目</th><th>贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人</th></tr> <tr> <td>贈与税</td><td>平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）</td></tr> <tr> <td>相続税</td><td>平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）</td></tr> </table> 6 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署におたずねください。	税 目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人	贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）	相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）
税 目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人												
贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）												
相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）												
税 目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人												
贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）												
相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）												

改正後	改正前																							
通信日付印の年月日 確認印 番 号 年 月 日 贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書 整理簿番号※ 税 務 署 受 付 印 平成 年 月 日 税務署長殿 〒 届出者 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日 (電話番号 - -) 租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の農地等について 同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。 1 贈与者等に関する事項 <table><tr><td>贈与者</td><td>住 所</td><td></td><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日</td><td>昭 和 平 成</td><td>年 月 日</td></tr></table> 2 特定貸付けに関する事項 <table><tr><td>借り受けた者</td><td>住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地</td><td></td><td>氏 名 又は 名 称</td><td></td></tr><tr><td>特 定 貸 付 け を行った年月日</td><td>平成 年 月 日</td><td>地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間</td><td>自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日</td><td></td></tr></table> 上記の者へ特定貸付けを行った農地等の明細は、付表1のとおりです。 上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。) (1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け <table><tr><td>関与税理士</td><td>印</td><td>電話番号</td><td></td></tr></table> (資 12-120-5-A 4 統一) (新規)	贈与者	住 所		氏 名		届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日			昭 和 平 成	年 月 日	借り受けた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地		氏 名 又は 名 称		特 定 貸 付 け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日		関与税理士	印	電話番号	
贈与者	住 所		氏 名																					
届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日			昭 和 平 成	年 月 日																				
借り受けた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地		氏 名 又は 名 称																					
特 定 貸 付 け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日																					
関与税理士	印	電話番号																						

改 正 後	改 正 前
(裏) 記 載 方 法 等 1 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている一定の受贈者が、当該納税猶予に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部につき次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き贈与税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用します。 ① 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業で同項第1号に定める農地売買等事業のために行われる貸付け ② 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第1号イ又は同項第2号に定める農地所有者代理事業及び同項第1号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け ③ 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け 2 この届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出してください。 3 この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。なお、この届出書には付表1がありますので併せて提出してください。 4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。 5 平成6年分以前の贈与で納税猶予の適用を受ける農地等（以下、単に「農地等」といいます。）の全部を担保として供している人（平成4年分以降の贈与で農地等のうちに贈与により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、「贈与税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。	(新規)

改正後

通信日付印の年月日

確認印

番 号

年 月 日

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

※印は記入しないでください。

税務署長殿

〒

届出者 住 所

氏 名

☎ 電話

租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等
については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被 相 続 人

住 所

氏 名

届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日

昭和 平成 年 月 日

2 特定貸付けに関する事項

借り受けた者

住所〔居所〕
又は本店
〔主たる事務所〕の所在地

氏 名
又は
名 称

特 定 貸 付 け
を行った年月日

平成 年 月 日

地上権、永小作権、
使用貸借による権利
又は賃借権の存続期間

自：平成 年 月 日
至：平成 年 月 日

上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表1のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

3 平成21年12月14日以前の相続〔遺贈〕について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続〔遺贈〕により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における市街化区域内農地等の区分は、付表2の1及び同2の2のとおりです。

関与税理士

印

電話番号

(資12-120-1-A4統一)

改正前

通信日付印の年月日

確認印

番 号

年 月 日

特定貸付けに関する届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

※印は記入しないでください。

税務署長殿

〒

届出者 住 所

氏 名

☎ 電話

租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等
については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被 相 続 人

住 所

氏 名

届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日

昭和 平成 年 月 日

2 特定貸付けに関する事項

借り受けた者

住所〔居所〕
又は本店
〔主たる事務所〕の所在地

氏 名
又は
名 称

特 定 貸 付 け
を行った年月日

平成 年 月 日

地上権、永小作権、
使用貸借による権利
又は賃借権の存続期間

自：平成 年 月 日
至：平成 年 月 日

上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表1のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）

(1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

3 平成21年12月14日以前の相続〔遺贈〕について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続〔遺贈〕により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における市街化区域内農地等の区分は、付表2の1及び同2の2のとおりです。

関与税理士

印

電話番号

(資12-120-1-A4統一)

第8 納税猶予関係

- 31 -

改 正 後	改 正 前
(裏) 記 載 方 法 等 この届出書は、次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の1又は2に掲げるときに使用します。 ① 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業で同項第1号に定める農地売買等事業のために行われる貸付け ② 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第1号イ又は同項第2号に定める農地所有者代理事業及び同項第1号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け ③ 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け 1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。 2 次のA又はBの場合 A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合 B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合 なお、A及びBともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。 また、A又はBに係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。 (1) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき 届出書を相続税の申告書に添付して提出します。 (2) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき 相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から2月以内に提出してください。 3 この届出書には付表1、2の1及び2の2がありますのでご注意ください。 なお、付表2の1及び2の2は、平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。 4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。 5 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。 6 平成21年12月14日以前の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額部分となります。 7 2に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表1に記載した農地等を相続税の申告書第12表にも記載してください。	(裏) 記 載 方 法 等 この届出書は、次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の1又は2に掲げるときに使用します。 ① 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業で同項第1号に定める農地売買等事業のために行われる貸付け ② 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第1号イ又は同項第2号に定める農地所有者代理事業及び同項第1号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け ③ 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け 1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。 なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。 また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。 2 次のA又はBの場合 A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合 B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合 なお、A及びBともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。 また、A又はBに係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。 (1) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき 届出書を相続税の申告書に添付して提出します。 (2) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき 相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から2月以内に提出してください。 3 この届出書には付表1、2の1及び2の2がありますのでご注意ください。 なお、付表2の1及び2の2は、平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。 4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。 5 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。 6 平成21年12月14日以前の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額部分となります。 7 2に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表1に記載した農地等を相続税の申告書第12表にも記載してください。

改 正 後				改 正 前																																																																																																																																																																																							
特定貸付けに関する届出書 付表 1 <table><thead><tr><th colspan="4">特定貸付けを行った特例農地等の明細は、次のとおりです。</th></tr><tr><th>番 号</th><th>所 在 場 所</th><th>地 目</th><th>面 積</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>m²</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				特定貸付けを行った特例農地等の明細は、次のとおりです。				番 号	所 在 場 所	地 目	面 積				m ²																																																																													特定貸付けに関する届出書 付表 1 <table><thead><tr><th colspan="4">特定貸付けを行った特例農地等の明細は、次のとおりです。</th></tr><tr><th>番 号</th><th>所 在 場 所</th><th>地 目</th><th>面 積</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>m²</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				特定貸付けを行った特例農地等の明細は、次のとおりです。				番 号	所 在 場 所	地 目	面 積				m ²																																																																																
特定貸付けを行った特例農地等の明細は、次のとおりです。																																																																																																																																																																																											
番 号	所 在 場 所	地 目	面 積																																																																																																																																																																																								
			m ²																																																																																																																																																																																								
特定貸付けを行った特例農地等の明細は、次のとおりです。																																																																																																																																																																																											
番 号	所 在 場 所	地 目	面 積																																																																																																																																																																																								
			m ²																																																																																																																																																																																								
(資12-120-2-A4統一)				(資12-120-2-A4統一)																																																																																																																																																																																							

改 正 後	改 正 前
(裏) 記 載 方 法 等 1 この付表は、「<u>贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書</u>」又は「<u>相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書</u>」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、特定貸付けを行ったその特例農地等の面積を記載してください。 3 <u>相続税の納税猶予の特定貸付け</u>を行った人が平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、「<u>特定貸付けに関する届出書 付表2の1</u>」及び「<u>特定貸付けに関する届出書 付表2の2</u>」も作成してください。	(裏) 記 載 方 法 等 1 この付表は、「特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、特定貸付けを行ったその特例農地等の面積を記載してください。 3 特定貸付けを行った人が平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、特定貸付けに関する届出書付表2の1及び2の2も作成してください。

届出者氏名

1 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの

(資12-120-3-1-A4統一)

届出者氏名

1 特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの

(資12-120-3-1-A4統一)

改 正 後	改 正 前
(裏) 記 載 方 法 等 この「特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 1」は、特定貸付けを行った平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について記載します。 なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表 2 の 2」に記載します。 1 この付表は、「<u>相続税の納税猶予</u>の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。	(裏) 記 載 方 法 等 この特定貸付けに関する届出書付表 2 の 1 は、特定貸付けを行った平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について記載します。 なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、特定貸付けに関する届出書付表 2 の 2 に記載します。 1 この付表は、「特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。